

## 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた 電気料金の特別措置の適用

2020年3月19日  
北陸電力株式会社

新型コロナウイルス感染症に罹患されたお客さまには、心よりお見舞い申しあげます。

現在、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、休業および失業等が発生しており、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまについて、経済産業省から電気料金の支払期日の延長を要請されたことを受け、当社は、下記の特別措置を講ずることとし、本日（3月19日）、経済産業大臣に認可申請し、同日、認可を受けましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 当社と電気のご契約をいただいているお客さま

##### (1) 対象お客さま

新型コロナウイルス感染拡大の影響による休業および失業等で、各都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受け、かつ、一時的に電気料金の支払いに困難を来し、当社に特別措置適用のお申出をされたお客さま

##### (2) 特別措置の内容

2020年3月分、4月分および5月分の電気料金の支払期日（検針日の翌日から30日目）を原則各々1か月間延長いたします。

ただし、支払期日の延長は、支払義務発生日（検針日）が2020年3月19日以降となるものに限ります。

##### (3) 申込開始時期

3月25日（水）

##### (4) お問い合わせ先

北陸電力株式会社

お客さまサービスセンター（フリーダイヤル 0120-540321）

※受付時間 9時～19時（日曜・祝日を除く）

※申込開始に先立ち、3月23日（月）から開設いたします。

## 2. 小売電気事業者さま

### (1) 対象供給地点

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受け、かつ、小売電気事業者さまから当社に特別措置適用のお申出をされた供給地点

### (2) 特別措置の内容

2020年3月分、4月分および5月分の接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の料金算定日を原則各々1か月間延長いたします。

ただし、料金算定日の延長は、料金算定日が2020年3月19日以降となるものに限ります。

### (3) 申込開始時期

3月25日（水）

### (4) お問い合わせ先

北陸電力株式会社

ネットワークサービスセンター 076-403-6219（専用回線）

※受付時間 平日9時～12時、13時～17時

※申込開始に先立ち、3月23日（月）から開設いたします。

以 上